



令和5年度袖ヶ浦市集団指導

—書類の提出について—
(全サービス共通)

袖ヶ浦市役所高齢者支援課
令和6年3月



目次

- 1 介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式への移行について
- 2 電子申請・届出システムの開始時期について

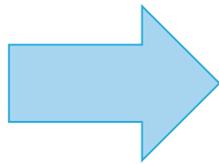


1 介護保険法施行規則の規定に基づき 厚生労働大臣が定める様式への移行に ついて



介護サービス事業者等が行う指定の申請や変更の届出等については、介護保険法施行規則が改正され、令和6年4月1日より、厚生労働大臣が定める様式により行うものとされました。

当該様式についても、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年12月19日厚生労働省告示第331号）において示されました。



指定関係の様式が**令和6年4月1日**から
厚生労働大臣が定める様式に変更となります！

例) 地域密着型サービス 新規指定申請書

様式第1号 (第2条関係)

別紙様式第二号(一)

受付番号

指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定(更新)申請書

年 月 日

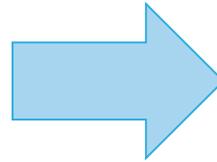
袖ヶ浦市長 様

所在地
申請者
名称

介護保険法に規定する事業者に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地 (ビルの名称等)	(郵便番号 -)				
	連絡先 法人の種類	電話番号	FAX番号		法人所管庁	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日		
指定(更新)を受けようとする事業所の種類	代表者の住所 (ビルの名称等)	(郵便番号 -)				
	事業所等の所在地 (ビルの名称等)	(郵便番号 -)				
指定(更新)を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定(更新)申請をする事業の 事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の 指定年月日	様式	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年 月 日	年 月 日		
		夜間対応型訪問介護	年 月 日	年 月 日		
		地域密着型通所介護	年 月 日	年 月 日		
		認知症対応型通所介護	年 月 日	年 月 日		
		小規模多機能型居宅介護	年 月 日	年 月 日		
		認知症対応型共同生活介護	年 月 日	年 月 日		
		地域密着型特定施設入居者生活介護	年 月 日	年 月 日		
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年 月 日	年 月 日		
		複合型サービス	年 月 日	年 月 日		
	介護予防型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	年 月 日	年 月 日		
		介護予防小規模多機能型居宅介護	年 月 日	年 月 日		
		介護予防認知症対応型共同生活介護	年 月 日	年 月 日		
	介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)			
	指定を受けている他市町村名					
医療機関コード等						



指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所



指定申請書

年 月 日

市(区・町・村)長殿
所在地
申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

法人番号

申請者	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道府県 市区町村					
	連絡先	電話番号 (内線)	FAX番号	Email			
	法人等の種類						
指定(更新)を受けようとする事業所の種類	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日			
	代表者の住所 (ビルの名称等)	(郵便番号 -) 都道府県 市区町村					
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に区							
指定(更新)を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類	共生型サービス申請時に区	指定申請対象事業に(○)	既に指定を受けている事業に(○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式	
	地域密着型サービス					付録第二号(二)	
		夜間対応型訪問介護					付録第二号(三)
		認知症対応型通所介護					付録第二号(六)
		小規模多機能型居宅介護					付録第二号(七)
		認知症対応型共同生活介護					付録第二号(八)
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付録第二号(九)
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付録第二号(一)
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付録第二号(十)
		複合型サービス					付録第二号(三)
		地域密着型通所介護	<input type="checkbox"/>				付録第二号(十一)
		居宅介護支援事業					付録第二号(十二)
		介護予防支援事業					付録第二号(四)(五)
		介護予防認知症対応型通所介護					付録第二号(六)
		介護予防小規模多機能型居宅介護					付録第二号(七)
	介護予防認知症対応型共同生活介護						
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)					
医療機関コード等		(併設医療機関として指定を受けている場合)					

例) 総合事業 新規指定申請書

様式第1号(第3条関係)

別紙様式第三号(四)

指定介護予防・日常生活支援総合事業事業所

袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書

指定申請書

年 月 日

年 月 日

市(区・町・村)長殿 所在地

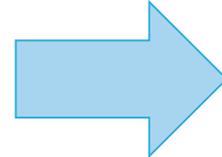
袖ヶ浦市長 様 申請者 名称 代表者の職名・氏名

申請者 名称 代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

介護保険法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定を受けたいので、袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定の手続に関する要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市			
	連絡先	電話番号	FAX番号		
		Email			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年 月日	
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市				
指定事業受所の種類とす	同一所在地において行う事業等の種類	指定申請対象事業等(該当事業に○)	既に指定(登録)を受けている事業等(該当事業に○)	指定申請をする事業等の開始予定年月日	付表
	介護予防訪問介護相当サービス				1
	緩和した基準による訪問型サービス(訪問型サービスA)				3
	介護予防通所介護相当サービス				2
	緩和した基準による通所型サービス				
既に指定(登録)を受けている事業所の種類	訪問介護	/			
	通所介護				
	地域密着型通所介護				
介護保険事業所番号	(既に指定又は許可を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名					
医療機関コード等	(保険医療機関として指定を受けている場合)				



申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道府県 市区町村			
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号	
		Email			
	法人等の種類				
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年 月日		
代表者の住所	(郵便番号 -) 都道府県 市区町村				
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に□					
指定事業受所の種類とする	同一所在地において行う事業等の種類	指定申請対象事業等(該当事業に○)	既に指定(登録)を受けている事業等(該当事業に○)	指定申請をする事業等の開始予定年月日	様式
	介護予防訪問介護相当サービス				付表第三号(一)
	緩和した基準による訪問型サービス(定率)				
	緩和した基準による訪問型サービス(定額)				付表第三号(二)
	介護予防通所介護相当サービス				
	緩和した基準による通所型サービス(定率)				
緩和した基準による通所型サービス(定額)					
既に指定(登録)を受けている事業所の種類(該当に○)	訪問介護	/			
	基準該当訪問介護				
	通所介護				
	基準該当通所介護				
	地域密着型通所介護				
介護保険事業所番号	(既に指定又は許可を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名					
医療機関コード等	(保険医療機関として指定を受けている場合)				

要綱第4条第2項(指定の有効期間の短縮)適用の希望の有無	□ 有 □ 無	一体的に運営する事業の種類	一体的に運営する事業の指定の有効期限
		訪問介護	
		第1号訪問事業	
		通所介護/地域密着型通所介護	
		第1号通所事業	

削除

【新規書類】 袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定有効期間短縮希望届

袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定有効期間短縮希望届

年 月 日

袖ヶ浦市長 殿

所在地

届出者 名称

代表者職名・氏名

袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定の手続に関する要綱第4条第2項の規定により、指定の有効期間の短縮について、以下のとおり希望します。

事業所	介護保険事業所番号		
	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号)	都 道 市 区 町 村	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
	フリガナ			
主たる事務所の所在地	名称			
	所在地	(郵便番号)	都 道 市 区 町 村	
事業所の種類	指定(更新)申請対象事業等(該当事業に○)	指定の予定有効期間開始日	一体的に運営する事業の種類	一体的に運営する事業の指定の有効期間満了日(有効期間短縮希望日)
介護予防訪問介護相当サービス				
緩和した基準による訪問型サービス(定率)				
介護予防通所介護相当サービス				

備考 袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定申請又は指定の更新申請を行う際に、指定の有効期間を一体的に運営する事業の指定の有効期間満了日と合わせるため、短縮の希望がある場合は併せて提出してください。

これまで、指定（更新）申請書の下部にあった指定有効期間短縮希望届について、**新規の市独自様式として運用いたします。**

通常の有効期間は6年間ですが、一体的に運営する事業と指定有効期間満了日を統一したい場合には、指定（更新）申請書と併せてご提出ください。

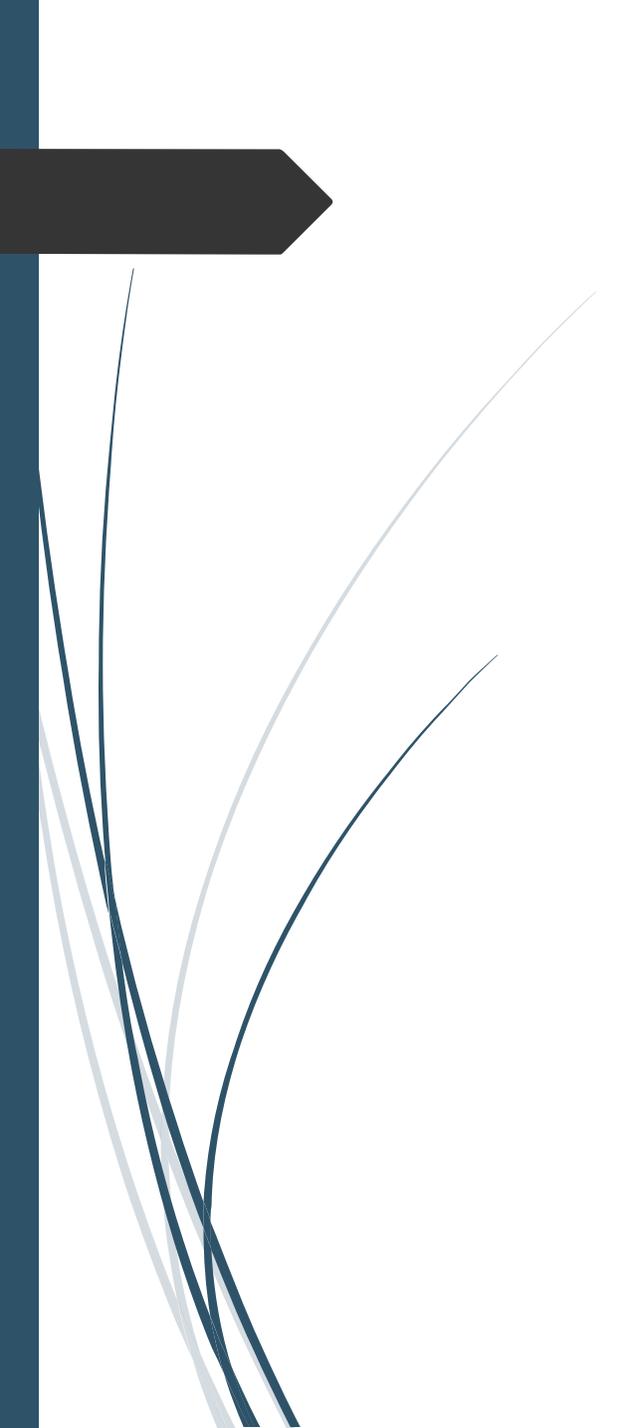
(例) 訪問介護と介護予防訪問介護相当サービスを一体的に提供

- 訪問介護の指定有効期間満了日
令和8年3月31日
- 介護予防訪問介護の指定有効期間満了日
令和10年9月30日
⇒指定有効期間短縮希望届を提出することで、令和8年3月31日に短縮して統一可能

その他変更点

指定更新時の提出書類について、国基準に統一し、令和6年4月1日から以下のとおり変更します。

項目	変更前	変更後
従業員の勤務体制及び 勤務形態一覧表	提出 必須	変更無なら省略可

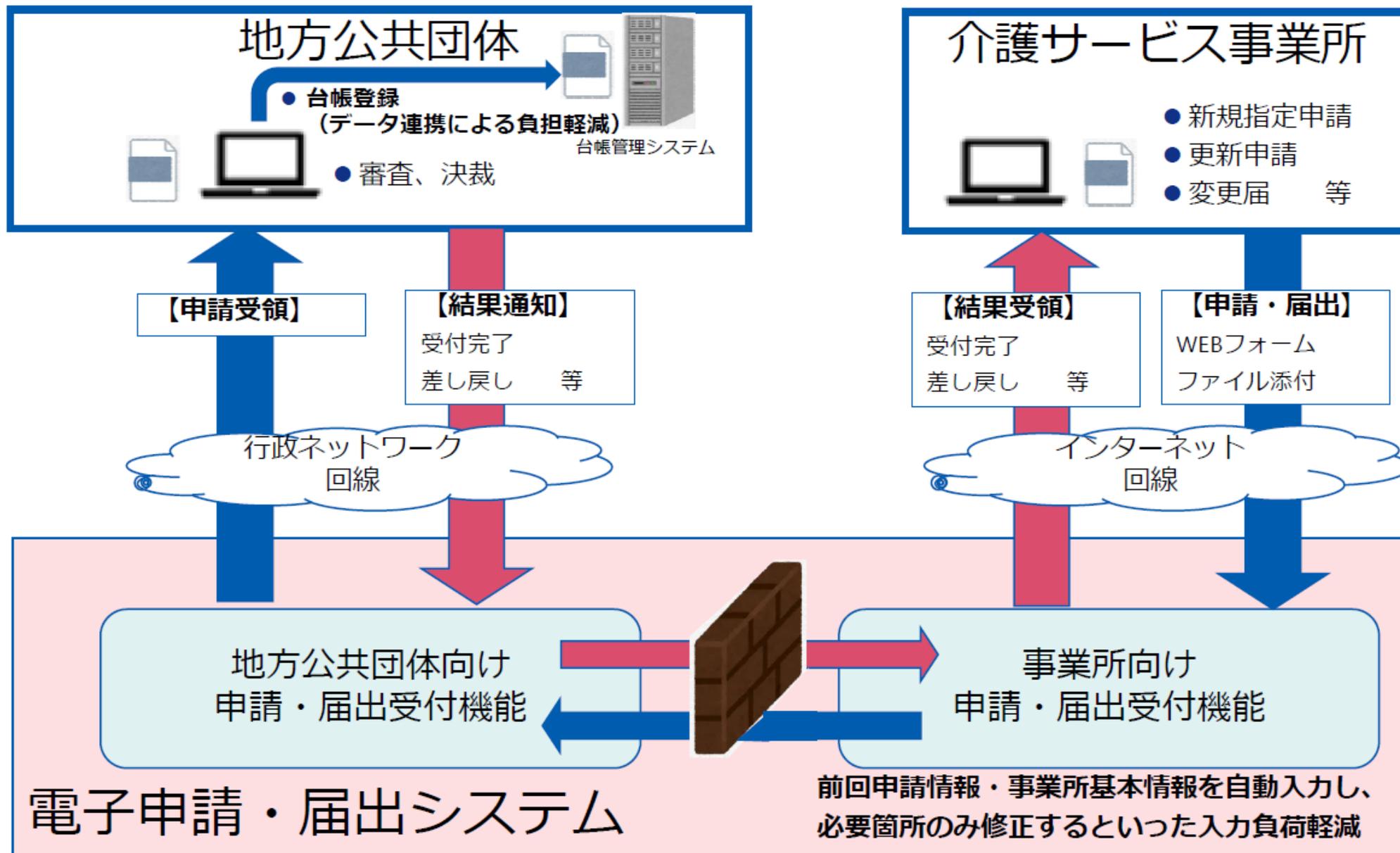


2 電子申請・届出システムの 開始時期について

システム整備の背景

- デジタル手続法において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し、国は、支援等に努めることとされている。
- デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ）のもと、**地方公共団体の行政手続についても、オンライン化が努力義務とされている。**
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、**デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにすることで、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築すること**」等が記載されている。
- 「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、**介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる**」としており、**令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとしている。**

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



袖ヶ浦市は令和6年9月頃に 電子申請・届出システムを 開始する予定です

そのため、令和6年9月頃から、指定に関する書類の提出方法として、
○窓口 ○郵送 ○メール ○電子申請・届出システム
から選択できるようになります。

電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

新規指定申請、変更届出、更新申請、加算に関する届出、他法制度に基づく申請届出などが、本システムによる電子申請・届出の対象範囲です。



入力画面例①

指定申請書入力画面

事業者画面

新規指定申請の流れ<第1号様式入力画面>

「第1号様式入力」画面にて、第1号様式の内容を登録します。

● 申請内容

サービス名

第1号様式の情報入力部分

申請者

主たる事業所の所在地

連絡先

代表者の職名

郵便番号

住所

電話番号

FAX番号

E-MAIL

入力例：1960/01/01

郵便番号

住所

【Point: 提出書類の設定】
「指定（許可）申請対象事業等」で
選択した事業に応じて、「付表入力
トップ」画面（本説明動画スライドの
p.21）にて付表を編集できます。

指定(許可)申請対象事業等(該当事業に ✓を入力)	既に指定(許可)を受けている事業等(過去の 登録情報を基に該当事業に✓あり)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定 年月日	様式
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入力例：2021/01/01	付表1
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表2
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表3
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表4
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表5
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表6
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表7
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表8
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表9
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表10
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表11
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表12

入力画面例② 添付書類アップロード画面

事業者画面

新規指定申請の流れ<添付書類アップロード画面>

添付書類アップロード画面では、各付表の提出に当たって必要となる書類をアップロードできます。

介護サービス情報指定申請システム

ホーム > ヘルプ > ユーザー情報 > ご利用条件 > ログアウト

ホーム > 新規指定申請

申請先選択 > 第1号様式入力 > 付表入力トップ > 添付書類アップロード > 確認

添付書類アップロード

● 付表1

添付書類	参考様式	新規指定申請(※)	備考
1 登記事項証明書又は副本等	参考様式1	参照... XXXXXX.	pdf形式
2 従業者の勤労付録及び勤労形態一覧表	参考様式2	参照... ファイルが選択されていません。	xls形式
3 サービス提供責任者の履歴	参考様式3	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
4 平面図	参考様式4	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
5 運営規程	参考様式5	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式

● 付表4

添付書類	参考様式	新規指定申請(※)	備考
1 登記事項証明書又は副本等	参考様式1	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
2 従業者の勤労付録及び勤労形態一覧表	参考様式2	参照... ファイルが選択されていません。	xls形式
3 サービス提供責任者の履歴	参考様式3	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
4 平面図	参考様式4	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
5 運営規程	参考様式5	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式

【Point: 提出書類の設定】
各指定権者は、介護サービス事業所が指定申請時に提出が必要となる、添付書類の一覧を設定できます。

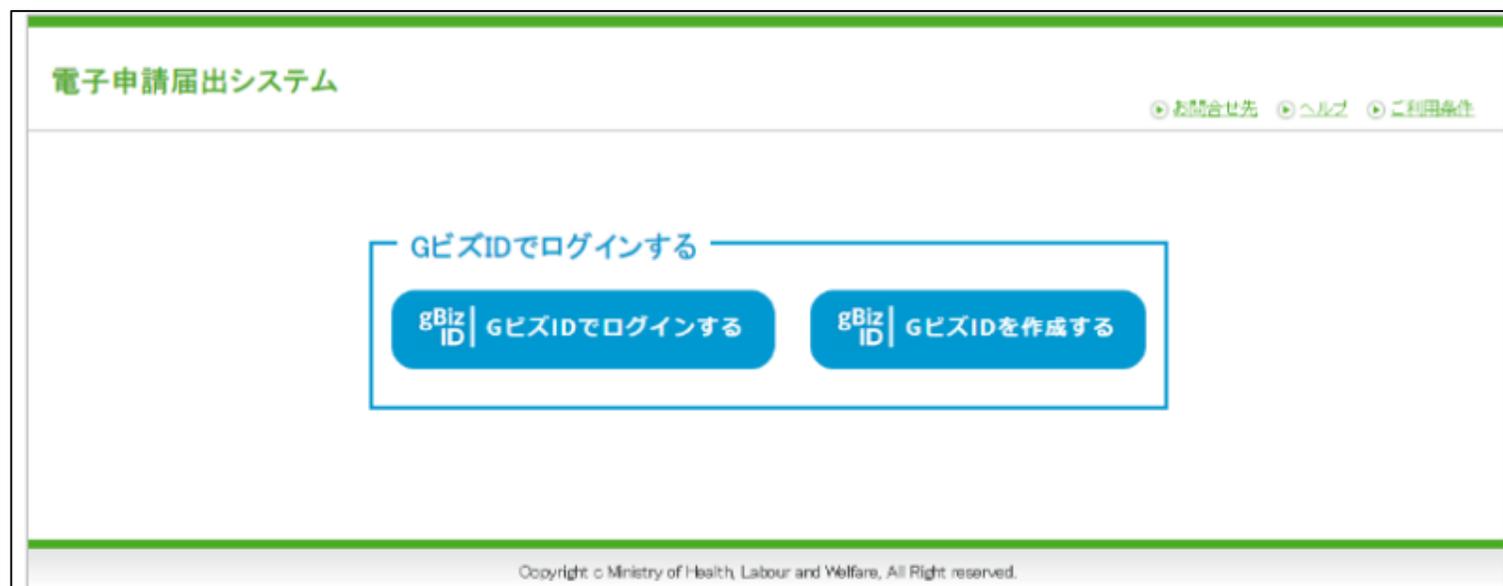
電子申請・届出システム利用にあたり必要な準備①

○ デジタル庁の「gBiz ID」の取得

gBiz IDは、**法人・個人事業主向け共通認証システム**です。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

本システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントを使用します。

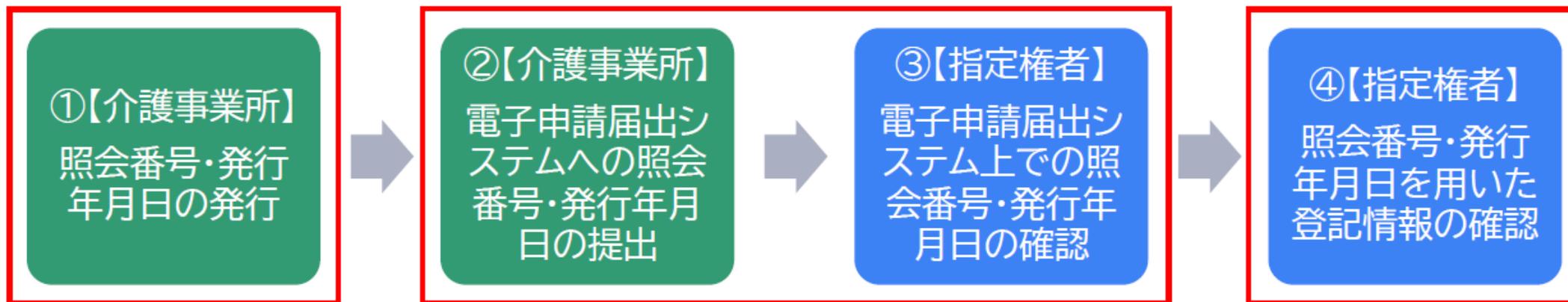


電子申請・届出システム利用にあたり必要な準備②

○ 登記情報提供サービスの利用申込

電子申請届出システムを通じて登記事項証明書の提出を要する申請届出を行い、証明書を電子上で提出したい場合に必要となります。

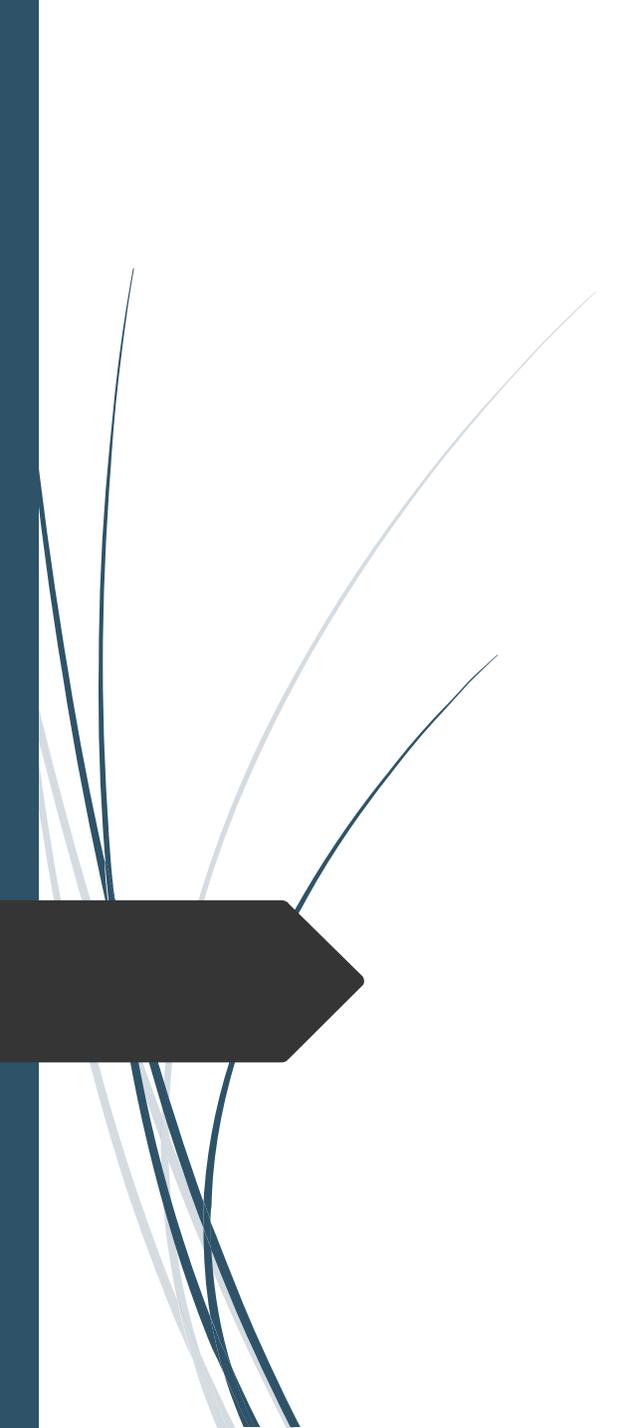
電子申請届出システム上での操作



登記情報提供サービス上での操作



電子申請・届出システム利用にあたり必要な準備に関する詳細は、
開始時期が近づきましたら、改めてご連絡いたします。



ご清聴ありがとうございました